

工賃変動積立金等の状況

※本票は必ずサービス種別単位で作成すること。

事業所名	福祉事業所春の日	サービス種別	就労継続支援A型	定員	20	人
------	----------	--------	----------	----	----	---

【参考】積立金を設定するための3つの条件

①当該年度の利用者工賃の支払額が、前年度の利用者工賃の支払実績額を下回らないこと。

②各種積立金ごとに「各事業年度における積立額」および「積立額の上限額」の範囲で設定すること。

③積立金を設定する場合には、同額の積立預金を設定すること。

1. 工賃変動積立金

毎会計年度、一定の工賃水準を利用者に保障するため、将来の一定の工賃水準を下回る工賃の補填に備えるための積立金。

(積立状況の確認)

	利用者に支払った 工賃の年間支給総額 (様式第1号「利用者の工賃実績」の 「利用者工賃支給総額」より)	工賃変動積立金 (積立後の決算額) (法人決算における貸借対照表 「純資産の部」より)	令和6年度における積立額 (前年度との差引)
6 年度	a 32,873,525 円	e 27,554 円	i = e - f 27,554 円
		↑ (OK)	↑ (OK)
5 年度	b 28,831,391 円	f 0 円	
4 年度	c 27,991,221 円	g 0 円	
令和3 年度	d 23,201,332 円	h 0	

過去3年間の平均工賃＝利用者に支払った工賃の年間総額の過去3年間の平均値

j 26,674,648 円 ← b c d の合計 ÷ 3 年間

【確認1】各事業年度における積立金＝過去3年間の平均工賃の10%以内

積立上限額 26,674,648 円 × 10% = 2,667,464 円 … i の額と比較

【確認2】積立金の上限額（累計額）＝過去3年間の平均工賃の50%以内

積立上限額 26,674,648 円 × 50% = 13,337,324 円 … e の額と比較

2. 設備等整備積立金

就労支援事業の安定的かつ円滑な継続のために必要な設備等の更新や、新たな業種への展開を行うための設備の導入のための資金需要に対応するための積立金。

(積立状況の確認)

	就労支援事業収入 (様式第1号「利用者の工賃実績」の 「売上高合計」より)	設備等整備積立金 (積立後の決算額) (法人決算における貸借対照表 「純資産の部」より)	令和6年度における積立額 (前年度との差引)
6 年度	a 67,988,594 円	e 609,487 円	i = e - f 577,685 円
		↑ (OK)	↑ (OK)
5 年度	b 56,350,415 円	f 31,802 円	
4 年度	c 50,202,255 円	g 109,399 円	
令和3 年度	d 45,884,966 円	h 13,280	

【確認1】各事業年度における積立金＝就労支援事業収入の10%以内

積立上限額 67,988,594 円 × 10% = 6,798,859 円 … i の額と比較

【確認2】積立金の上限額（累計額）＝「就労支援事業資産」の取得価格（※）の75%以内

積立上限額 1,654,569 円 × 75% = 1,240,926 円 … e の額と比較

※「就労支援事業資産」の取得価格とは
社会福祉法人会計基準に準じて、耐用年数が1年以上かつ取得価格10万円以上の資産（減価償却資産）をいう。ただし、すべての減価償却資産を対象と解するのではなく、最低でも5年以上は就労支援事業の用に供することができ、かつ5年以上の積立によらなければ取得できない規模の額である資産とする。（厚生労働省「就労支援事業会計処理基準Q&A」より）